

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



大収穫祭 IN 九度山 / 九度山町

URL <http://w-kankoji.com/>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com



「大収穫祭 IN 九度山」

道の駅「柿の郷くどやま」で開催される「大収穫祭IN九度山」は九度山の名産である富有柿の収穫を祝うお祭りです。郷土料理などの食のイベントに加え、柿のつめ放題、柿の皮むき大会、柿のチャリティーオークション、姉妹都市である長野県上田市の名産リンゴの直売などが行われます。

※残念ながら、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、2020年は開催中止が決定されました。

－ 目次 －

| | |
|-------------------|---|
| 配偶者の居住権が創設されました!! | 1 |
| 役員会報告 | 6 |
| 組合の動き | 7 |
| 青年部の動き | 7 |
| 雑学の泉 | 8 |
| 編集後記 | 9 |

特集

配偶者の居住権が創設されました!!

配偶者居住権が2020年4月1日以後に
開始した相続について適用されます

税理士法人 タックス関西 代表社員税理士

淡路 満



1、配偶者居住権とは

配偶者（夫）の死亡時に、もう一方の配偶者（妻）が住んでいた建物について、終身又は一定期間その使用を認めることを内容とする権利（配偶者居住権）を設定することができるようになりました。

(1) ケース1

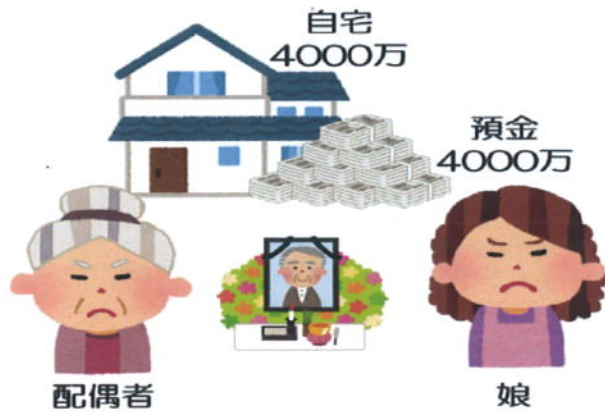
遺産額4,000万円の自宅と4,000万円の預貯金を持った甲さんがなくなりました。甲さんには妻と娘があります。（妻と娘は仲が良くありません）

妻は、これまで夫と暮らしてきた自宅について、今後も住み続けたいと考えています。

現行の相続税法は（民法）遺産の分け方は相続人間で自由に決めることができますが、相続人間の合意をしなければいつまでも遺産を分けることができません。

両者の意見が合わない場合には、法定相続分（民法900条）で分けることとなります。その場合、妻2分の1、娘2分の1となります。

今回のケースでは合計8,000万円の遺産を4,000万円ずつ分けることとなります。つまり妻4,000万円の自宅、娘4,000万円の預貯金です。しかし、預貯金を相続できなかった妻の今後の生活が成り立たなくなります。



(2) ケース2

財産が自宅4,000万円、預貯金1,000万円、合計5,000万円の場合法定相続分で相続した場合、2,500万円ずつ遺産を分けることになります。このケースだと最悪自宅を売却して、遺産分割しなければなりません。



この場合、預金は1,000万円しかありません。娘に残りの1,500万円を相続させるためには、最悪の場合、自宅を売却しなければなりません。

高齢である妻が、住み慣れた自宅を売却し、新しい住まいを見つけるのは大変な話です。

高齢者は比較的、賃貸物件を借りる際も審査が厳しい傾向にあります。住み慣れない町に引っ越すことは、非常に大きなストレスになると思います。

配偶者居住権とは「配偶者が相続開始する前から住んでいた配偶者の自宅は、配偶者がその自宅を相続しなかったとしても、ずっと住み続ける」権利です。

ポイント1

配偶者が自宅の所有権を相続しなかった場合でも、配偶者が自宅の権利を相続すれば、誰にも文句を言われる筋合いもなく、その自宅に住み続けることができます。

しかし、配偶者が自宅の権利を相続しなかった場合には、権利を相続した人から、自宅を追い出されてしまうことになります。

不動産には、「所有権」と、その「不動産を使う権利、使う（住む）権利」があります。

所有権は不動産を売却したとき、その売却代金を受け取ります。



配偶者居住権は、「所有権」と「使う（住む）権利」に分離して、別々の人が相続することを認めるというものです。

配偶者には「使う（住む）権利」をその他の相続人には「その他の権利」を相続させることが可能にすることです。

今回のケースでは、自宅は4,000万円の価値がありますが、これを配偶者居住権と、その他の権利の2つに分離させます。仮に配偶者居住権の価値が2,000万円、その他の権利が2,000万円だったとします。

妻は、自宅に住み続けることが目的ですので、配偶者居住権があれば目的は達成されます。そのため、

夫の遺産8,000万円のうち、2,000万円の配偶者居住権と2,000万円の預貯金の合計4,000万円を相続することができれば、住み続ける権利は保証され、今後の生活費も確保できるので安心です。

ケース2の場合、遺産5,000万円のうち、妻は配偶者居住権2,000万円と預貯金500万円の合計2,500万円を相続し、娘はその

他の権利2,000万円と預貯金500万円の合計2,500万円を相続することで、ちょうど半分ずつで、自宅は売却せずに済みます。

このように、配偶者居住権は、自宅の権利を2つに分離させることによって、配偶者の自宅に住み続ける権利を守りつつ、遺産分割協議を円滑にすることを目的として創設されることになりました。



ポイント2

配偶者居住権は、相続発生時に自宅に住んでいた配偶者だけ認められ、かつ、登記が必要となります。

配偶者居住権は不動産の登記簿謄本に登記しなければ効力を発揮しません。

遺産分割協議で配偶者居住権を相続することが決まっても、登記をしないままにしていると、新しい所有者が勝手に売却してしまうかもしれませんので注意しましょう。



注1、登記簿謄本は、法務局に行けば誰でも閲覧することができ、不動産の権利についての情報です。

配偶者居住権は、不動産のうち、建物だけに登記されます。建物の敷地となっている土地には登記されません。

ポイント3

配偶者居住権を相続した配偶者は、その権利を売却することはできません。この権利は、あくまで配偶者にだけ認められた特別な権利です。従って人に売却することはできません。また、配偶者居住権は、その配偶者の死亡によって消滅するため、その権利を誰かに相続させたりすることもできません。

配偶者居住権が消滅したあとは、その他の権利を相続していた人が、その不動産の権利を丸ごと所有することになります。つまり、通常の所有権という形に戻ることになります。

配偶者居住権が消滅した後は、所有権をもっている人が住むのも、売却するのも、取り壊して建て替えるのもすべて自由です。



配偶者居住権とは、①自宅不動産の権利を「使う（住む権利）権利」と「その他の権利」に分離させて、配偶者と別の相続人が、別々に相続する仕組みで、②相続発生時点で自宅に住んでいた配偶者にだけ認められた権利です。

配偶者居住権は登記しなければ効力を発揮せず、③また、売却することも相続させることもできない、配偶者にだけ認められた特別な権利です。

配偶者居住権Q & A

Q 1、配偶者居住権はいつから始まるの？

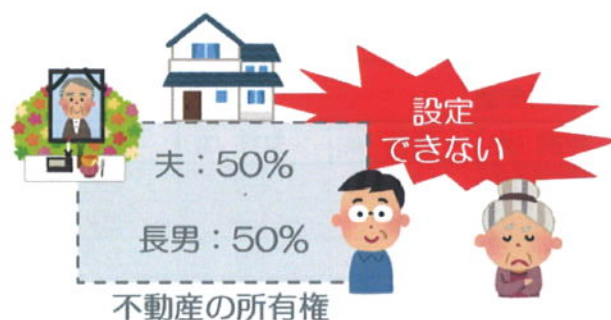
A 1、配偶者居住権は令和2年4月1日以後に開始する相続から適用されます。また、令和2年以後作成する遺言書において、配偶者居住権を登記することが可能となります。

Q 2、配偶者居住権は設定してから何年間有効ですか？

A 2、配偶者の任意に設定できます。終身とすることもできますし、期間を定めることも可能です。

Q 3、相続が発生する前の建物の権利が、夫と長男の共有となっていました。この場合、配偶者居住権は設定できますか？

A 3、設定できません。
そのため、配偶者居住権を設定したいのであれば、相続が発生する前に、長男の権利を、夫または妻が取得しておく必要があります。



Q 4、相続が発生する前の建物が、夫と妻の共有となっていました。この場合、配偶者居住権は設定できますか？

A 4、設定できます。

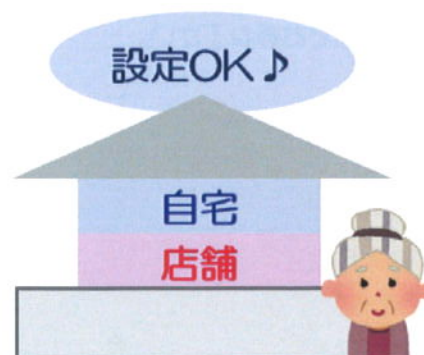
Q 5、配偶者居住権が設定された自宅の費用負担はどのようになりますか？

A 5、固定資産税や、現状の維持に必要な修繕費等は配偶者の負担になります。リフォームや災害などによる大規模な修繕については、所有者の負担になります。但し現時点では通達が出ていませんので明確ではありません。



Q 6、相続開始前に自宅の一部を店舗とし利用していました。配偶者居住権は設定できますか？

A 6、設定できます。
相続後に店舗として利用も出来ます。店じまいして自宅として利用することも可能です。



配偶者居住権の評価を計算してみましょう

例題 1

| | |
|-----------------------|---------|
| 1、配偶者 | 妻 |
| 2、配偶者の年齢 | 75歳 |
| 3、建物の構造 | 木造瓦葺 |
| 4、築年数 | 10年 |
| 5、建物の相続税評価額（固定資産税評価額） | 1,000万円 |
| 6、配偶者居住権の設定期間 | 終身 |

$$\text{相続税評価額} \times \frac{(\text{木造建物の耐用年数} - \text{築年数}) - \text{存続年数}}{\text{木造建物の耐用年数} - \text{築年数}} \times \left(\text{在続年数に応じた法定福利原価率} \right)$$

↓

$$1,000\text{万円} \times \frac{(33\text{年} - 10\text{年}) - 15\text{年 (75歳余命)}}{(33\text{年} - 10\text{年})} \times 0.642 = 2,233,043\text{円}$$

平均余命年数

| 年齢 (歳) | 男性 (歳) | 女性 (歳) | 年齢 (歳) | 男性 (歳) | 女性 (歳) |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 70 | 15 | 20 | 86 | 5 | 7 |
| 71 | 15 | 19 | 87 | 5 | 7 |
| 72 | 14 | 18 | 88 | 4 | 6 |
| 73 | 13 | 17 | 89 | 4 | 6 |
| 74 | 12 | 16 | 90 | 4 | 5 |
| 75 | 12 | 15 | 91 | 3 | 5 |
| 76 | 11 | 14 | 92 | 3 | 4 |
| 77 | 10 | 14 | 93 | 3 | 4 |
| 78 | 10 | 13 | 94 | 2 | 3 |
| 79 | 9 | 12 | 95 | 2 | 3 |
| 80 | 8 | 11 | 96 | 1 | 3 |
| 81 | 8 | 11 | 97 | 1 | 3 |
| 82 | 7 | 10 | 98 | 1 | 2 |
| 83 | 7 | 9 | 99 | 1 | 2 |
| 84 | 6 | 9 | 100 | 1 | 2 |
| 85 | 6 | 8 | 101 | 1 | 2 |

平成22年厚生労働省統計

注 1、配偶者居住権の評価額計算は、少し複雑なところがあります。不明な点は税理士法人タックス関西までお尋ね下さい。

役員会報告 — ダイジェスト版 —

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和2年6月9日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事7名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 第74回通常総会の費用精算について

事務局長から、第74回通常総会の費用精算について別紙明細書により報告説明があり、全員異議なく承認した。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 令和2年度技術検定の一部中止及び延期について
- 2. 新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて
- 3. 新公共調達パンフレットの改定について
- 4. 経営事項審査における納税証明書の取扱いについて
- 5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた店舗ポスター及び感染拡大防止ガイドラインの掲示について
- 6. 給水装置工事施工基準の改正について

役員会終了後、労働安全衛生教育勉強会として「新型コロナウイルス感染拡大防止チェックリスト」の説明と、DVD「すごい協力会社!」を視聴。

7月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和2年7月14日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事8名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 お盆の業務体制について

事務局長から、標題について年間休日カレンダーどおりとしたい旨提案、全員異議なく了承した。

第2号議案 ノートパソコンの買替えについて

事務局長から、別紙見積書により提案、全員異議なく承認可決。

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 和歌山市中小企業サポート補助金申請について
- 2. 講習会のご案内・・・キャタピラー教習所
- 3. フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の開催について
- 4. コンプライアンスの保持について・・・国交省・近畿地方整備局
- 5. 解体工事業の技術者とみなす経過措置について・・・国交省
- 6. 雇用調整助成金の申請について
尚、助成金の処理については事務局長提案を了承した。
- 7. 地山の掘削・土止め支保工作業主任者技能講習の開催について

役員会終了後、労働安全衛生教育勉強会として「送検事例に学ぶ協力会社の事業者責任」、「熱中症にならない人がしている7つの習慣」のDVDを視聴。

組合の動き

県連合会主催

専門工事業等安全衛生活動支援事業 — 厚生労働省・建設業労働災害防止協会 —

支援事業の一環として2回目の「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」が、8月28日(金)組合本部会議室において開催され、11名が受講しました。労働災害の防止に関する知識、墜落制止用器具に関する知識や関係法令等の講義とDVD視聴、実際にフルハーネスの装着等の実技を終え、最後に修了証が交付されました。



フェイスシールド・クリアマウスシールドの配付について — 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策 —

今般、当組合ではフェイスシールドとクリアマウスシールドを各組合員当たり2個ずつ配付させて頂きました。

フェイスシールドは目の粘膜からの感染を防ぎ、マスクと併用することで飛沫感染リスクを低減します。それぞれ耐久性があり繰り返し使えますので、コロナ予防対策のご参考にしていただければと思います。



青年部の

動き

専門工事業等安全衛生活動支援事業

「労働安全衛生教育勉強会」

去る8月20日、9月10日に組合本部2階にて、濱本局長指導による労働安全衛生教育勉強会が開催されました。

8月20日に「危険感受性を向上させる安全教育・安全対策」、「すごい協力会社!今求められる安全管理」のビデオ2本を視聴、9月10日は「新人からベテランまで 安全ルールの再確認」、「重機災害と安全法令 災害事例から学ぶその発生原因と防止対策」のビデオ2本を視聴しました。





風邪とインフルエンザは違うの？

去年の冬は記録的な暖冬ということで雪も少なかったのですが、今年は冬らしい厳しい寒さの日が多くなると予想されています。

冬は、カゼやインフルエンザの季節ですが、カゼとインフルエンザはどう違うのか知っていますか？

カゼは、発熱、咳、くしゃみ、のどの痛み、鼻水、などの症状がありますが、口や鼻、声帯が感染により炎症性の病気になることで、「風邪症候群」と言い多様な細菌やウイルスによって引き起こされるものです。

これに対してインフルエンザは、インフルエンザウイルスにより感染します。インフルエンザにはワクチンやウイルスの増殖を抑える薬がありますが、カゼは、いろいろな細菌やウイルスが原因なので、発熱や咳、鼻水などの症状を抑える薬でしか対応できないようです。

カゼをひいたときに、よく「アルコールで消毒」と言ってお酒を飲む人がいるようですが、飲むと間隔が鈍くなって、症状が軽くなったように思うだけで、アルコールでカゼは治りません。

また、酒は百薬の長というのは、健康な人が病気にならないように適度のお酒を飲むのがよいということです。

玉子酒がカゼに良いと言われますが、この場合の酒は、日本酒を煮切ってアルコールを飛ばし、酒の栄養分と卵の栄養を一緒に摂取するというので、酒を飲むのが目的ではありません。

寒い冬にはやるカゼですが、もっと寒い南極ではカゼをひかないと言われています。なぜかわかりますか？南極の厳しい寒さの中でカゼの細菌やウイルスが死んでしまうからと考えている人が多いようですが、そうではなく、理由は、単純に人が少ないからです。菌やウイルスは生きるために人に感染しますが、人が少なければ感染しにくく、ウイルスも生きていけないということです。

ただ、南極基地の中でクラスターが発生する可能性があるとは思いますが…

今年の冬は、新型コロナウイルスやインフルエンザ、風邪と共存していかなければならないようですので、マスクをし、手洗いを十分にして、感染しないよう、感染させないように気を付けましょう。





編 集 後 記



★ 日足もすっかり短くなり、日増しに秋の深まりを感じるころとなりました。

★ 新型コロナウイルス感染症の所為で季節感まで狂わされてしまいました。夏休みでもないのに長期に学校は休まされ、例年であれば夏休み中であるはずなのに通学をしているなど……。季節的に日頃売れない物が品不足になる程売れて、よく売れる物がさっぱり売れないなど、日常生活をはじめ、経済、交通、教育、医療等々にほとんどすべての分野において、従来と違った動きが数多く見られます。これをきっかけに、世の中の仕組みが変わるかもしれません。ピンチとするかチャンスとするか、ぜひチャンスとしてとらえ改革につなげてほしいものです。

★ 各種の会議会合も随分少なくなりました。県外に出かける機会も随分少なくなりました。コロナをきっかけに日頃無駄に感じている催し物などは、この際見直す必要があると思っています。健康衛生面では、検温、手洗いうがい等も習慣づけたいものです。

★ 「令和2年度専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」(厚労省・建設災害防止協会)の推進委員に任命されました。集団指導、技術研修、個別指導を通じて業界の労働安全衛生の向上にお役に立てたらと願っています。支援事業の一環として「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」

を開催させて頂きました。労働安全衛生法令の一部を改正する政令等の施行により受講の必要性が高まっています。2回開催させて頂きましたが、いずれも平日でしたので、次回は講師の都合がつけば日曜日等休日開催を予定しています。ぜひこの機会に受講して頂きますよう誌面をかりてご案内申し上げます。又、個別指導として青年部の会合を始め、定例役員会の会合の後「労働安全衛生教育研修会」としてDVDの視聴等開催しています。個別組合員事業所でも活用頂けたらと考えていますので、ぜひご活用下さい。

★ 「雨栗日柿」雨の多い年は栗がよく実り、日照り多い年は柿がよく実る。今年は日照りが多かった所為か、先日栗を買って食べてみると外見はリッパでも中身はマズイものが多いようでした。そろそろ柿の季節ですが今年の富有柿に期待しています。和歌山県は柿の名産地で全国の生産量の20%以上だそうです。イチヂク、ブドウ、クリ、ナシ、ミカンと秋のくだものに恵まれて幸せです。くだもの好きですので、海外旅行の際は必ずくだものを買ってきますが、いずれも日本のくだものにはかないませんが、くだものに関しては、品種改良技術は世界に引けを取りません。

★ 組合員の皆様の秋もまた実りの多いものでありますようお祈りしています。

(編集委員 H生)

■組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 小 向 俊 和

●編集 紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町 12

TEL(073) 436-6801

FAX(073) 436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com